

生活困窮者自立支援制度について

～ 様々な事情で、暮らしにお困りの方のための相談窓口があります ～

◇支援対象者の方

経済的な理由などで生活に困っている方、今後の生活に不安がある方等が対象です。（※生活保護を受給している方は除きます。）

【例】

○離職し、求職活動が続けているが実らず、家賃の支払いや生活費に困っている人

○収入が減少し家賃を支払い続けることが難しくなった人

○家賃の支払いが出来ず自宅に住み続けることが難しくなった人

○いじめ等のために学校を中退し、ひきこもりが続くうち、社会に出るのが怖くなってしまった人

○子どもや兄弟がひきこもりになり、どうしたら良いかわからない。将来が不安。

○家計の管理がうまくできないために、借金が重なってしまった人

○いろんな問題が重なって生活が苦しくなり、何から手をつけたら良いかわからない人 等



◇相談から支援までの流れ — 自立相談支援事業 —

（１）まずは市役所の相談窓口へ

専任の相談支援員が対応します。何らかの理由で窓口に来られない場合は、相談支援員が自宅に訪問して相談することもできます。お電話ください。



（２）生活の状況を見つめる

生活の困りごとや不安を相談支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し、お困りごとの解決や自立に向かって寄り添いながら支援します。



（３）あなただけの「支援計画」
と一緒に作る

相談支援員は支援を必要とする人の意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの「支援計画」を一緒に作ります。



（４）支援決定・サービス提供

完成した支援計画は、関係者の話し合い（支援調整会議）を経て正式に決定します。その支援計画に基づいて各種サービスを提供します。



（５）定期的な見守り

各種支援メニューの提供状況を相談支援員が定期的に見守ります。各種支援の提供がゴールではありません。支援を必要とする方の状態を把握して、支援計画どおりに行かない場合は、計画を再検討します。



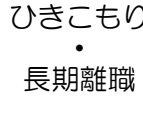
（６）安定した生活へ

困りごとが解決すると支援は終了です。その後は、安定した生活を維持できているのか、一定期間、相談支援員による確認を行ないます。



◇支援内容

※事業によっては利用要件があります。記載内容以外に定めているものもありますので、詳しくは相談窓口にてお尋ねください。

お困りごと		事業名称	内容
 住まい	「家賃が払えず、就職活動ができない」	住居確保給付金	【家賃補助】離職等または休業等により困窮し、住居を失うおそれが高い人に就職活動すること等を要件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。 【転居費用】収入が著しく減収し、家計改善のため転居により家賃負担を軽減する必要がある等を要件に転居費用（上限あり）を支給します。
	「住む家がなくなった」 「公園で生活している」	居住支援事業	住居をもたない人やネットカフェでの宿泊を続けている等、不安定な住居形態にある方に、緊急的に一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。その後の生活に向けて、就労支援等のサポートも行います。 ※宿泊施設が満室等で利用できない場合があります。
 家計	「いつも赤字続き」 「借金が多くて不安」	家計改善支援事業	家計をともに見直すことで、根本的な困りごとを見つめ、家計を再建し、管理が出来るように支援します。
 ひきこもり ・ 長期離職	「人と会うことが怖い」 「家から出たくない」 「家族がひきこもってしまった。」	ひきこもり相談	今は働いていなくて家にいる、一度も働いたことがない、外に出ることが不安など、まずはお気持ちをゆっくり聞かせていただきます。お一人お一人の状況に応じて、必要な支援をご紹介します。もちろん、ご家族からのご相談もお待ちしています。ご自宅に訪問することもできます。
	「社会に出ることが不安」 「他人とうまく話せない」 「一般就労にはまだ不安がある、でも次のステップへ進みたい」	就労準備支援事業 就労訓練事業	長年、就労の場から離れていた方や、何らかのきっかけで家から出ることが難しくなった人に、プログラムに沿って、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。社会、就労への第一歩を支援します。
 就労	「早く就職したい。」 「より多くの求人がほしい。」	就労支援	就労支援員がハローワークと連携して、求人情報の提供や就労支援を行い、早期の就職を目指します。
くらし	「悩み事がたくさんあるので、まずは聞いてほしい」	その他の支援	上記の事業以外にも、他の制度などのご案内等を通して、お困りごとの解決に向けて支援します。

◇ 相談窓口・お問い合わせ先

相談窓口 ： 八幡市役所 健康福祉部 生活支援課 相談支援係

所在地 ： 八幡市八幡園内75番地 八幡市役所 3F

受付時間 ： 月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く） 午前8時30分 ～ 午後5時15分

電話番号 ： 075-983-1138 FAX番号 ： 075-983-1371

